

お知らせ 各種相談

国民健康保険高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。現在のものは8月から使用できなくなります。7月中に届かない場合は、お住まいの区の区役所保険年金担当までお問い合わせください。なお、今回の更新から高齢受給者証のサイズが、はがきサイズからカードサイズに変更となります。

問合せ 窓口サービス課 ☎ 6977-9956

後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と保険料決定通知書を送付します

75歳(一定の障がいがあると認定された方は65歳)以上の方に、令和3年度の被保険者証(桃色)を7月上旬に送付しますが、不在時は郵便局に留め置かれ、その旨のお知らせが投函されます。7月中に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お住まいの区の区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。なお、現在の薄緑色のものは8月1日から使えなくなりますのでご注意ください。また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月中旬に送付します。保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替による納付方法が選択できますので、お問い合わせください。なお、令和3年度保険料の均等割額の軽減について、令和2年度における7.75割軽減の区分は、令和3年度においては政令本則の7割軽減となります。

問合せ 窓口サービス課 ☎ 6977-9956

国民年金基金のご案内

国民年金基金は、国民年金に年金を上乗せする公的な制度です。国民年金の第1号被保険者(自営業などの人)で保険料を納めている20歳以上60歳未満の方や、60歳以上65歳未満の方、海外居住されている方で国民年金に任意加入している方が加入できます。掛金は、年末調整や確定申告の際、社会保険料として全額が所得から控除されます。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

全国国民年金基金大阪支部 🔍

問合せ 全国国民年金基金 大阪支部
☎ (0120)65-4192

介護保険料決定通知書及び介護保険負担割合証を送付します

■介護保険料決定通知書について

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

■介護保険負担割合証について

要介護・要支援認定を受けている方及び総合事業の事業対象者の方全員に、令和3年8月から令和4年7月に介護サービス等を利用した際の自己負担割合(1割から3割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。介護保険サービス等を利用する際に、「介護保険被保険者証」と併せてサービス提供事業者に提示をお願いします。

問合せ 保健福祉課 ☎ 6977-9859

固定資産税・都市計画税(第2期分)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限は、**8月2日(月)**です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆さんのために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込(Webで申込み可能)をぜひご利用ください。また、スマートフォン決済(PayPay請求書払い、au PAY、ゆうちょPay等)、クレジットカードによる納付も可能です。(Apple Payも利用可)納付方法等の詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市 市税 納税 🔍

問合せ なんば市税事務所 固定資産税グループ
☎ 4397-2957(土地)、2958(家屋)

東成税務署からのお知らせ！

■ **納税に関するご相談**について

令和3年7月12日以降、東成税務署管内の納税者に対する**納付相談等**は、**生野税務署**の徴収部門職員が行うことになります。**東成税務署**に納付相談等を担当する職員は**常駐していません**。

▶ **事前連絡のお願い**

納税に関するご相談を希望される場合は、**事前に次の専用ダイヤル**にご連絡ください。

東成税務署 徴収担当 専用ダイヤル
☎ 6972-4510

問合せ 東成税務署 総務課 ☎ 6972-1331

■ **インボイス交付事業者**となるには**事前登録**が必要です！

登録申請受付開始 ▶ 令和3年10月1日(金)～

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が導入されます。**登録申請はe-Taxでの手続きがスムーズ**です。詳しくは国税庁ホームページの**インボイス制度特設サイト**をご覧ください！

問合せ インボイスコールセンター
☎ 0120-205-553
(平日9:00～17:00)



↑特設サイトはこちら

東成区役所での各種無料相談(7月1日～8月10日) 対象 大阪市民の方

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防ぐため、中止となる可能性があります。

内 容	日 時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	7月 1日、8日、15日、29日 8月 5日 すべて木曜 13:00～17:00	事前予約 開催日の前開庁日の12:00から予約受付専用電話で受付。定員に達し次第受付終了。 申 込 予約受付専用電話 ☎6977-9040 問合せ 総務課 ☎6977-9683
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に関する登記、その他法律相談) 定員 12人	7月 25日(日) 9:30～12:30	事前予約 区役所3階総務課または電話で受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政相談 (国の仕事やサービスについての相談) 定員 4人	7月 16日(金) 13:00～15:00	事前予約 7月9日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政書士による市民相談 (遺言書や相続、成年後見等の相談)	7月 7日(水) 8月 4日(水) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所3階総務課で受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
不動産相談	7月 9日(金) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場でのトラブル等の相談)	7月 21日(水) 13:00～16:00	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15～17:30	事前予約 保健福祉課 ☎6977-9156
相談支援員による不安や心配ごとの相談	月曜～金曜(祝日除く)9:00～17:30	申 込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口 ☎6977-9126
専門相談員による人権相談	専門相談員が電話、FAX、電子メール、面談で相談をお受けします。区役所での相談を希望される方は電話、FAXで事前にお申し込みください。	申 込 大阪市人権啓発・相談センター ☎6532-7830 FAX6531-0666 メール 7830@osaka-jinken.net 月～金 9:00～21:00 日・祝 9:00～17:30  人権相談 メールフォーム

※ごみの啓発・相談コーナーと花と緑の相談は、新型コロナウイルスの拡大防止のため、中止とさせていただきます。

■ 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。